

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 5 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5 月度の受付台数は 11,606 台で前年同月比 205.7%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 建築基準法第 12 条第 4 項から第 3 項への報告移行時の運用について

(1) 報告書(第二面)【2. 検査日等】の記載について

① 神戸市・豊中市は既に 4 項物件においても行政報告がされていることから、3 項に移行した場合は下記のとおり記載する。

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 30 年 6 月 10 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 29 年 4 月 5 日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

② 神戸市・豊中市以外については、年 1 回の定期点検(3 項の定期検査報告の内容に準ずる)を行っていることから、3 項に移行した場合は下記のとおり記載する。

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 30 年 6 月 10 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 29 年 4 月 5 日報告) 点検 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

「報告」を抹消・「点検」
を追記

(2) 基準月の設定について

第 12 条第 4 項から第 3 項へ移行となった場合の基準月は、新規報告と同様に検査済証交付月を基準とします。第 3 項に移行して 1 年以内の報告に限り、検査済証交付月と異なる月を基準月とすることができます。その場合は報告書(第二面)第 8 項【備考】欄へ「基準月は〇月を希望」と記載してください。但し希望月の設定においては検査実施日から 3 ヶ月(宇治市・奈良県下・和歌山県下は 2 ヶ月)以内に限りです。

備考欄への記載が無い場合は、すべて検査済証交付月とさせていただきます。

(3) その他注意事項

- ・ 報告書(第二面)【備考】へ「4 項から 3 項へ移行しました。」と記載願います。
- ・ 第 4 項から第 3 項へ移行されたことが証明されるもの(内容が記載された新聞のコピーやネットの記事の印刷などでも可)定期検査報告書に添付願います。

2. 製造者が指定する基準の変更確認について

平成 29 年度の法改正により製造者が指定する基準により判定する検査項目があります。製造者が指定する基準を変更する場合があります、旧の基準により判定すると「要是正」の判定となりますが、新の基準では「指摘なし」となる場合があります。また、その逆の場合もありますので、必ず最新の情報を確認のうえ判定願います。(月報 1 月分へも掲載)

3. 「平成 30 年度 国土交通大臣登録 昇降機等検査員講習」の申込書について

(一財)日本建築設備・昇降機センターより平成 30 年度の検査員講習の申込書が当協議会に届いています。窓口でもお渡しできますが、送付をご希望される場合は、送付先名称、送付先住所、ご担当者名、希望部数を明記し下記のとおり切手もしくはレターパックを送付してください。検査員講習の受講申込期間は、5 月 25 日～7 月 25 日です。

※ 送付用の切手の金額 1 部：140 円 2 部：205 円 3～4 部：250 円

5～20 部：レターパックライトもしくは着払い 21 部～：レターパックもしくは着払い

4. 創立記念日の休業について

7 月 1 日(日)は弊協議会の創立記念日のため、7 月 2 日(月)を振替日として業務を休業いたします。7 月 3 日(火)は通常とおりの業務いたしますので、よろしく願いいたします。

以上